新潟県救急搬送・受入協議会専門部会設置要綱

平成 22 年４月 30 日制定

（設置）

第１条　新潟県救急搬送・受入協議会規則（平成 21 年新潟県規則第 60 号）第７条の規定に基づき、新潟県救急搬送・受入協議会（以下「協議会」という。）に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　部会は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送（以下「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るために、専門家の立場から検討を行うことを目的とする。

（協議事項）

第３条　部会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、検討を行うものとする。

(1)　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の５に規定する、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関すること。

(2)　実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関すること。

（委員）

第４条　部会員は、協議会委員の中から、会長が選任する。

（部会長及び副部会長）

第５条　部会に部会長及び副部会長１人を置く。

２　部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

３　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

２　部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　部会の庶務は、防災局消防課及び福祉保健部医務薬事課において行う。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月 30 日から施行する。